

展開・先端科目

科 目	公法特別講義 (前期)	単 位
		2
担 当	早川 和宏	
授業内容の概要		
最高裁判例の中から特に重要なものを取り上げ、以下の能力の涵養を図ることを目的とする。 ①事案・法令の正確な把握、②紛争当事者の主張の分析 ③ 争点の把握、④裁判所の判断の正確な理解、⑤自らの意見の文章化 いかなる事実に着目し、それをどのように法的主張に構成し、どのような流れで論ずることにより、説得力が生まれるのか。受講生との質疑応答を通じ、探求してゆきたい。		
授業方法		
毎回の授業につき、判例を2件取り上げる。予め報告者を指名し、①事実の概要、②当事者の主張と争点、③各審級の判旨、④判決に対するコメント、⑤その他の論点等について、レジュメに基づいた報告を求める。判例 1 件につき、報告者による報告 25 分＋受講者全員による質疑応答 20 分の時間を割り当てる。なお、場合によっては、予め質問者を数名指名することもある。 授業は、概ね授業計画の順に行うが、重要判例が現れたときは、適宜差し替えることにする(授業計画中の事件の番号は、行政判例百選のものである)。		
成績評価の方法		
受講生の人数にもよるが、授業における報告・レジュメの内容・質問への応対、その他の積極的参加の程度及びレポートによって評価する予定である。 成績は、A・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 30 事件・74 事件 第2回 129 事件・181 事件 第3回 209 事件・246 事件 第4回 最判H17.6.24判時1904号69頁・最判H18.3.10判時1932号71頁 第5回 最判H18.7.14民集60巻6号2369頁・最判H18.9.4判時1948号26頁 第6回 最判H18.10.5判時1952号69頁・最判H18.10.26判時1953号122頁 第7回 最判H19.1.25民集61巻1号1頁・最判H19.2.27民集61巻1号291頁 第8回 最判H19.4.17判時1971号109頁・最判H19.12.7民集61巻9号3290頁 第9回 最判H20.1.18民集62巻1号1頁・最判H20.9.10民集62巻8号2029頁 第10回 最判H21.2.27民集63巻2号299頁・最判H21.4.17民集63巻4号638頁 第11回 最判H21.10.15民集63巻8号1711頁・最判H21.10.23民集63巻8号1849頁 第12回 最判H21.11.18民集63巻9号2033頁・最判H21.11.26民集63巻9号2124頁 第13回 最判H21.12.17民集63巻10号2631頁・最判H22.2.23判時2076号40頁 第14回 最判H22.6.3判時2083号71頁・最判H23.6.7判時2121号38頁 第15回 期末試験 (テイクホーム試験の予定)		
使用教材		
教科書 (購入必須) : 特になし (各判例の原文、評釈等を各自準備されたい) 参考書 (購入推奨) : なし		
前提履修科目		
行政法1・2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	ジェンダーと法（後期）	単 位
		2
担 当	長谷川 卓也	

授業内容の概要

本授業では、法律基本科目の応用的・実務的展開を、ジェンダー法学の視点から行います。

男女共同参画社会の実現は、21 世紀の最重要課題とされています(男女共同参画社会基本法前文)。しかし、現実の社会においては、ジェンダー(社会的に作られた性差)に基づく固定観念・偏見・役割分担(ジェンダー・バイアス)が根強く存在し、それは生活の中で個人に刷り込まれ、またシステムの維持・再生産されています。このようなジェンダー・バイアスが、無自覚のままに司法の場に持ち込まれると、司法が人権擁護の使命を十分に果たすことができず、さらには司法自体が人権侵害を引き起こしかねないという重大な危険を孕んでいます。

このような司法におけるジェンダー・バイアスの問題について、民事法・刑事法・憲法の各分野にわたって、実務の事案や社会問題を題材に取った参加型ワークショップによって体験的に、知識と思考方法を習得していただきます。他の科目と異なり、既存の法規定・実務の勉強ではなく、既存の法規定・実務に対して問題意識を向けていく鋭敏な感覚と思考能力の習得を目指すのが、ジェンダー法学の眼目です。ワークショップを通じて、他人の考え方との出会い、自分の中の無意識な部分の「気づき」と考え方の新たな広がりやを、ぜひ体験していただきたいと思います。

授業方法

基礎的知識の解説講義と、グループディスカッションやロールプレイなどの参加型ワークショップで構成します。

予習は、ワークショップの題材となるケースや設問に目を通しておいていただく程度にする予定です。必要なジェンダー法の知識は、授業中に説明します。むしろ、対応箇所の法律基本科目の知識を確認しておくことが、ワークショップをより有意義にする手助けになります(ただし、法律基本科目が履修済みでなくても、問題はありません。)

各テーマについて適宜、ゲストスピーカーとしてその分野の専門の実務家をお迎えします。さまざまな実務家との交流も、本授業の魅力のひとつです。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、テイク・ホーム試験によって評価します。成績はA・B・C・D・FまたはN(不合格)の5段階によります。

授業計画

順番は、ゲストスピーカーの都合により変更になります。

第1回	総論 1：ジェンダーの基礎理論とジェンダー法学の意義
第2・3回	民事法編 1（不法行為法・契約法）：労働分野における男女差別問題の法理と実務
第4・5回	民事法編 2（不法行為法・契約法）：セクシュアル・ハラスメント
第6・7・8回	民事法編 3（家族法・家事手続法）：離婚事件の実務の諸問題、DV事件の実務
第9・10・11回	刑事法編（刑法・刑事訴訟法）：性犯罪の刑事手続の諸問題、犯罪被害者保護法制
第12回	憲法編 1（基本的人権・統治）：平等権と統治機構…ポジティブ・アクションの法理
第13回	憲法編 2（基本的人権）：新しい人権…リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
第14回	総論 2：女性政策・立法のあゆみ／法曹界における男女差別
第15回	定期試験（テイク・ホーム）

使用教材

教科書（購入必須）

第二東京弁護士会両性の平等に関する委員会 司法におけるジェンダー問題諮問会議 編『事例で学ぶ 司法におけるジェンダー・バイアス 改訂版』 明石書店、2009

参考書（購入推奨）

辻村みよ子著『ジェンダーと法 第2版』 不磨書房

吉岡睦子・林陽子編著『実務 ジェンダー法講義』 民事法研究会

前提履修科目

特になし

展開・先端科目

科 目	行政訴訟実務論（後期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要 行政の領域ごとに事例を素材にして行政訴訟全般を学ぶ。種々の行政活動に関し、行政過程のどの段階でどのような訴訟を提起することが可能で効果的か、そして行政活動の違法性を基礎づける主張をする場合にどのような視点が必要かを考える。あわせて法律文書作成能力の養成もはかりたい。 授業方法 毎回教科書を利用して課題について起案してもらい、それに基づいて質疑・討論を中心とした内容とする。 成績評価の方法 毎回の課題の提出及び授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 授業計画 第1回 行政過程 第2回 情報公開 第3回 まちづくり行政（1） 第4回 まちづくり行政（2） 第5回 まちづくり行政（3） 第6回 営業規制（1） 第7回 営業規制（2） 第8回 営業規制（3） 第9回 給付行政 第10回 公物・公共施設の管理 第11回 環境・衛生行政（1） 第12回 環境・衛生行政（2） 第13回 入管行政 第14回 総合問題 第15回 定期試験 使用教材 教科書（購入必須）： 曾和俊文・金子正史編著「事例研究 行政法」日本評論社 参考書（購入任意）： 前提履修科目 行政法1・2の単位を取得していること。なお、公法総合も履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	地方自治法（後期）	単 位 2
担 当	早川 和宏	

授業内容の概要

地方公共団体は、住民にとって最も身近な行政主体である。出生届(転入届)の提出から(考えようによっては、母子健康手帳の交付から)、死亡届(転出届)の提出に至るまでの間、住民の日々の生活を地方公共団体と切り離して考えることはできない。しかし、日常的に地方公共団体との関係を意識している住民は、ほとんど居ない。

地方公共団体と住民とが、良好な関係を維持しているのであれば、あえて「関係」を意識する必要はない。しかしながら、住民が自覚しているか否かはともかくとして、法的に見た場合に「良好ではない関係」が散見されることも事実である。

そこで、本講義では、地方自治制度全般を概観することにより、地方公共団体の組織・任務や、地方公共団体と住民との関係等を、法的に捉えなおすことを試みたい。これによって、地域における法的紛争を見出し、解決策を提示する能力を得られると考えるからである。

授業方法

授業は、下記の授業計画に従い、宇賀克也『地方自治法概説[第 4 版]』(有斐閣・2011 年)を使用して、講義形式で行う(授業計画は、授業の進行予定を示すものであり、必ずしも 1 回の講義ごとに対応しているわけではない)。講義の順序は、テキストと一致するわけではないので、予習についてはレジュメで指示する。

講義形式をとりつつも、憲法、行政法等の基礎的な知識につき適宜発言を求め、議論することにより、ゼミのような授業にしたい。

成績評価の方法

授業における積極的参加の程度(発言内容、無断欠席の有無等。場合によっては提出物を含む)及び期末試験によって評価する。成績は、A・B・C・D・F又はNの 5 段階で評価する。

授業計画

第1回 地方自治の考え方

第2回 地方公共団体の種類

第3回 地方公共団体のしごと

第4回 地方公共団体の組織(1) ～基本原理・議会～

第5回 地方公共団体の組織(2) ～長・その他の執行機関・地方公務員～

第6回 地方公共団体の活動形式(1) ～法令の執行者として～

第7回 地方公共団体の活動形式(2) ～立法者としてⅠ～

第8回 地方公共団体の活動形式(3) ～立法者としてⅡ～

第9回 地方公共団体の活動形式(4) ～調整者・給付の提供者として～

第10回 地方公共団体の財政(1) ～予算から決算まで～

第11回 地方公共団体の財政(2) ～住民監査請求・住民訴訟Ⅰ～

第12回 地方公共団体の財政(3) ～住民監査請求・住民訴訟Ⅱ～

第13回 地方公共団体の財政(4) ～住民監査請求・住民訴訟Ⅲ～

第14回 地方公共団体を育てる? ～主権者の力～

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)：宇賀克也『地方自治法概説[第 4 版]』(有斐閣・2011 年)

参考書(購入任意)：磯部力・小幡純子・斎藤誠編『地方自治判例百選[第 3 版]』(有斐閣・2003 年)

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	環境法1 (後期)	単 位
		2
担 当	坂口 洋一	
授業内容の概要		
この授業では、環境法の訴訟と制度を検討し、争点を整理し、環境紛争解決の実際と方法を学ぶ。授業では、第一に、環境政策の手法、環境基本法、低炭素社会づくりの法、循環型社会づくりの法、環境影響評価法、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、などの仕組みを理解する。第二に、判例と設例を取り上げ、公害・環境紛争の司法的解決の理論と実際の問題を学習する。		
授業方法		
下記の「授業計画」に従い、第一に、環境法の基礎知識の理解を深めるための解説を行い、第二に、参加者の判例研究の報告を基に質問・討論によって理解を深めるようにする。		
成績評価の方法		
期末試験(90%)、授業中の討論参加(10%)の総合で行う。 A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。		
授業計画		
第1回 環境法の歴史、西淀川事件などの判例研究 第2回 環境法の特徴、名古屋南部大気汚染訴訟などの判例 第3回 環境政策の手法①、新潟水俣病事件などの判例 第4回 環境政策の手法②、大阪国際空港事件の判例 第5回 低炭素社会の法①(京都議定書)、圏央道あきる野事業認定・収用裁決事件などの判例 第6回 低炭素社会の法②(温暖化防止の国内政策)、廃棄物「おかち」事件などの判例 第7回 循環型社会の法①(循環基本法、容器リサイクル法)、紀伊長島水道水源条例事件などの判例 第8回 循環型社会の法②(廃棄物処理法)、ライフ事件などの判例 第9回 循環型社会の法③(家電・食品リサイクル法、廃棄物処分場の訴訟史)、国立マンション事件など判例 第10回 大気汚染防止法、鶴の浦世界遺産訴訟などの判例 第11回 水質汚濁防止法、諫早湾干拓事件などの判例 第12回 土壌汚染対策法、泡瀬干潟事件などの判例 第13回 人と自然の共存型社会の法①(生物多様性基本法、種の保存法)、日光太郎杉事件などの判例 第14回 人と自然の共存型社会の法②(自然公園法など)、原発訴訟、もんじゅ事件などの判例 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書：講義概要のプリントを作成し配布する。 教科書(購入必須)：淡路剛久・大塚直・北村喜宣編『環境法判例百選(第2版)』別冊ジュリスト 有斐閣、2011年		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	環境法2 (前期)	単 位
		2
担 当	坂口 洋一	

授業内容の概要

この授業では、公害・環境汚染の防止、開発と環境の保全、都市環境の保全、大気・水質問題、地球温暖化防止、自然保護の各領域を取り上げ、環境法政策の実現手段を学び、環境問題の解決能力を深める。

授業方法

本授業の進め方は、第一に、環境法政策の基礎知識を確認し、第二に、設例・事例問題を取り上げ、解説を行い、第三に、下記の「授業計画」のテーマに従い、報告・発表、対話の形式で進める。環境法の理解を深めるためには、討論が必要なので、事前の準備を期待し、積極的な参加を望みたい。

成績評価の方法

期末試験(90%)、授業中の討論参加(10%)の総合で行う。 A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階による。

授業計画

第1回 環境法政策、環境民事訴訟

第2回 環境問題の解決手法、環境行政訴訟

第3回 環境基本法・環境基準

第4回 環境影響評価

第5回 大気をめぐる紛争

第6回 水をめぐる紛争

第7回 土壌をめぐる紛争

第8回 循環型社会をめぐる紛争

第9回 廃棄物をめぐる紛争

第10回 まちづくりをめぐる紛争

第11回 自然保護をめぐる紛争

第12回 地球温暖化をめぐる紛争

第13回 化学物質をめぐる紛争

第14回 CSR・環境マネジメントシステム

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 佐藤泉・池田直樹・越智敏裕『実務環境法講義』 民事法研究会 平成20年

教科書： 事例解説などのプリントを作成し配布します。

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	労働法1 (後期)	単 位
		2
担 当	岡部 史信	
授業内容の概要		
本講座では、労働法の仕組みと働きを正確に把握することを第一義的目的とします。その中でも特に、いわゆる個別的労働関係法分野の基本構造を十分に理解しつつ、その背景にあるもの、法や政策の不備、現状および将来的な課題も意識しつつ、使用教材の個々の設問を検討していきたいと考えています。なお、授業形式は、可能な限り双方向でありたいと考えているため、積極的に発言してくれることを期待しています。		
授業方法		
下記の授業計画に示したテーマごとに、基礎理解がなされているか確認(質問と概説)し、さらに重要論点を整理してゆきたいと考えています。その上で、使用教材の基礎的・応用的な関連連問題について対話形式で議論することを目指したいと思っています。なお、授業に関連した内容についてのレポート課題を、可能な限り毎時間提示します。この課題の提出は、成績に直接反映させませんので、各自の勉強の進度に合わせて、いつ提出しても構いません。提出されたレポートは、添削して返却します。		
成績評価の方法		
講義への出席状況、提出対象とするレポートの提出状況およびその内容、期末試験の成績を総合評価します。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」(評価結果による不可)または「N」(出席不良による評価不能)の5段階です。		
授業計画		
第1回 労働法の前提的基礎		
第2回 労働者性と使用者性		
第3回 労働条件決定の基本構造		
第4回 労働契約		
第5回 労働契約締結のための基本原則		
第6回 就業規則		
第7回 採用と試用		
第8回 賃金		
第9回 労働時間(1)		
第10回 労働時間(2)		
第11回 休息権をめぐる諸問題		
第12回 労働者の人格権の保護		
第13回 使用者の権利をめぐる諸問題		
第14回 解雇と辞職		
第15回 期末試験		
*授業は上記のように計画しているが、進行状況により多少変更することもある。		
使用教材		
教科書(購入必須): 菅野和夫『労働法 第10版』(弘文堂)		
荒木尚志ほか『ケースブック労働法 第3版』(有斐閣)		
*改訂版が出版された場合にはその最新版を使用します。		
参考書(購入任意): 別冊ジュリスト労働判例百選〔第8版〕(有斐閣)。その他、講義中に適宜指示します。		
前提履修科目		
特に具体的な指定はありませんが、憲法や民法についてしっかり学習しておいてください。		

展開・先端科目

科 目	労働法 2 （前期）	単 位
		2
担 当	岡部 史信	
授業内容の概要		
本講座は、労働法 1 の続編です。したがって、原則的かつ基本的には労働法 1 と同じ方針で、すなわち、レジュメおよび基本書の読み込みを中心とした講義を行なうことで、基礎的な事柄について一通り理解することを目指します。範囲としては、主として集团的労使関係、労働市場関係を対象としますが、本年度は、平成 23 年度後期の「労働法1」で積み残した個別的労働関係のテーマをまず整理する予定にしています。		
授業方法		
上記のように、基本書の読み込みが中心ですが、適宜事例などを紹介し、受講者の理解を深めていきたいと思っています。講義中、可能な限り双方向の形式で授業を進めていきたいと考えています。なお、可能な限り毎時間、レジュメや基本書の読み込みのための課題を示します。この課題の提出は、成績評価には直接反映させることはしませんので、受講者各人が自己のペースで作成すれば結構です。提出があった場合には、添削して返却します。		
成績評価の方法		
授業への出席状況、提出対象とするレポートの提出状況およびその内容、期末試験の成績を総合評価します。成績は、「A」、「B」、「C」、「D」、「F」（評価結果による不可）または「N」（出席不良による評価不能）の 5 段階です。		
授業計画		
第 1 回 休憩、休日、休暇、休業、休職 第 2 回 労働者の人格権 第 3 回 未成年者・妊産婦・女性の特別保護と実効的男女平等の実現 第 4 回 パートタイム労働、派遣労働 第 5 回 配転、出向、人事、懲戒 第 6 回 労災補償 第 7 回 解雇その他の原因による労働契約の終了 第 8 回 個別紛争処理法と労働審判法 第 9 回 労働組合 第 10 回 団体交渉 第 11 回 労働協約 第 12 回 団体行動 第 13 回 不当労働行為 第 14 回 団体的労使関係紛争の解決手続 第 15 回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：菅野和夫『労働法 第 10 版』(弘文堂) 荒木尚志ほか『ケースブック労働法 第 3 版』(有斐閣) ＊改訂版が出版された場合にはその最新版を使用します。		
参考書(購入任意)：別冊ジュリスト労働判例百選〔第 8 版〕(有斐閣)。その他、講義中に適宜指示します。		
前提履修科目		
労働法 1 を受講していることが望ましいです。		

展開・先端科目

科 目	情報法 （前期）	単 位
		2
担 当	近藤 卓史	
授業内容の概要		
高度情報化がすすむ現代社会において、「情報」が「法」とどのようなかわりをもつのか明らかにし、情報と法に関する現代的課題を検討する。授業では、憲法21条が保障する表現の自由の基本原理をふまえたうえで、表現の自由が「情報」との関係でどのように具体化され、またどのような制約をうけるのか、具体的事例を素材に検討を加える。メディアの表現・報道の自由、名誉毀損と表現の自由、プライバシー侵害と表現の自由、情報公開法制、個人情報保護法制について判例を中心に扱う。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、毎回の講義に関する参考文献、参考資料を事前に提供し、当日はそれを前提として双方向の授業を行う。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績評価は、A、B、C、D、FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 表現の自由の一般理論		
第2回 メディアの表現・報道の自由(1)		
第3回 メディアの表現・報道の自由(2)		
第4回 名誉毀損と表現の自由(1)		
第5回 名誉毀損と表現の自由(2)		
第6回 プライバシー侵害と表現の自由(1)		
第7回 プライバシー侵害と表現の自由(2)・放送の自由		
第8回 性表現と表現の自由・営利的表現と表現の自由		
第9回 インターネットと表現の自由		
第10回 情報公開法(1)		
第11回 情報公開法(2)		
第12回 情報公開法(3)		
第13回 個人情報保護法(1)		
第14回 個人情報保護法(2)		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： なし		
参考書(購入任意)： 芦部信喜「憲法学Ⅲ」有斐閣		
松井茂記「マス・メディア法入門」日本評論社		
宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説」有斐閣		
宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説」有斐閣		
前提履修科目		
憲法1の単位を取得していること。		

展開・先端科目

科 目	消費者法 （後期）	単 位
		2
担 当	池本 誠司	
授業内容の概要		
消費者問題は、現代社会の中で広範かつ深刻な被害が多発している分野であり、市民から相談・受任する機会も多い。また、消費者関係特別法の制定・改正も頻繁に行われ、消費者行政システムの動きも大きい分野である。 訪問販売被害、クレジット契約被害、投資勧誘取引被害、サラ金多重債務被害、欠陥商品被害など、多発する消費者被害事件について、法律実務家として適切に対処・救済できるよう、民法の原則を修正する解釈論の展開と、特定商取引法、割賦販売法、消費者契約法、貸金業法、利息制限法などの特別法の概要を把握し、理論と実務を総合的に検討する。民事的対処のほか、消費者被害の防止に向けた消費者行政の対応と弁護士の関与についても検討する。		
授業方法		
毎回のテーマに関連する検討事例を事前に提示し、これについて民法の解釈適用と特別法の適用関係の概要を事前学習することを期待する。当日は、質疑を交えつつ、争点の理解に力点を置く。		
成績評価の方法		
授業で取り上げたテーマの中から期末試験を行う。 成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 訪問販売被害とクーリング・オフ（特定商取引法1） 第2回 不当勧誘行為と契約取消権（消費者契約法1、特定商取引法2） 第3回 通信販売とインターネット取引（特定商取引法3、電子消費者契約特例法） 第4回 特定継続的役務提供契約と不当条項の効力規制（特定商取引法4） 第5回 消費者契約における不当条項の効力規制（消費者契約法2） 第6回 利殖商法被害（特定商取引法5、無限連鎖講防止法、出資法、特定商品預託法） 第7回 投資勧誘取引被害と不法行為法理の活用 第8回 消費者取引における過失相殺 第9回 クレジット契約被害と取引適正化（割賦販売法1） 第10回 クレジット契約の解除・取消し（割賦販売法2） 第11回 多重債務と貸金業の規制（利息制限法、出資法、貸金業法） 第12回 多重債務整理の諸手続（破産、個人再生、任意整理） 第13回 欠陥商品被害の未然防止と救済（製造物責任法） 第14回 消費者法の展開（消費者行政、消費者団体訴訟制度、集団的被害救済制度等） 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「消費者法講義(第3版)」日本評論社 参考書（購入推奨）：大村敦志「消費者法(第4版)」有斐閣 「消費者法判例百選」有斐閣 斉藤・池本・石戸谷「特定商取引法ハンドブック(第4版)」日本評論社		
前提履修科目	民法1、民法3、民法4を履修済みであることが望ましい。	

展開・先端科目

科 目	民事法特別講義 2 （後期）	単 位 2
担 当	田中 宏	

授業内容の概要

実務で多く取り扱われる紛争類型をとりあげ、その解決一主として訴訟による一のために民法を中心とする実体法がどのようにして使われるか、また、訴訟法がどのように機能しているのかを学修する。紛争事例をもとに、法律基本科目で学修した事項を補い、必要に応じて民事訴訟法や証拠と事実認定の領域にも踏み込み、実務的視点から、法律基本科目の知識を検証・補充・展開することを目的とする。また要件事実論については、指定したテキストの解説にとどまらず、その役割について批判的に考察することを目標とする。

授業方法

①仮設の事例を素材とした、当事者のとるべき攻撃防御方法についての考察や、②判例を素材とした規範の検討など、実務における武器の組み立て方について検討する（詳細は別途告知する）。③授業は、一方的な講義ではなく、練習型の Übungを旨とする。

成績評価の方法

期末テストを基本とするが、演習への参加状況(出席・発言・提出物等)も点数調整要素として使用することがある。成績評価は、ABCDFまたはNの5段階とする。

授業計画

第1回 売買契約に関する紛争(1)
第2回 売買契約に関する紛争(2)
第3回 貸金に関する紛争(1)
第4回 貸金に関する紛争(2)
第5回 不動産所有権・登記に関する紛争(1)
第6回 不動産所有権・登記に関する紛争(2)
第7回 不動産所有権・登記に関する紛争(3)
第8回 不動産所有権・登記に関する紛争(4)
第9回 賃貸借契約に関する紛争(1)
第10回 賃貸借契約に関する紛争(2)
第11回 動産所有権に関する紛争(1)
第12回 動産所有権に関する紛争(2)
第13回 債権の帰属に関する紛争(1)
第14回 債権の帰属に関する紛争(2)
第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)： 司法研修所『改訂紛争類型別の要件事実』(法曹会)，
参考書(購入任意)： 司法研修所『新問題研究要件事実』(法曹会)

前提履修科目： 2年次までの民事系必修科目すべてを履修済みであることが望ましい。

【留意事項】

紙面の関係で講座の趣旨や運営方法について十分に説明しきれない。開講(後期)までに補充説明書を掲載するので、あわせて精読されたい。

展開・先端科目

科 目	医事法 / 医事法2 (後期)	単 位 2
担 当	上田 正和	
授業内容の概要		
社会的にも注目を浴びている「法と医療」の問題について、主に医療関係事件の手続の流れとその際に問題となる実体法上・手続法上の重要問題を取り上げることによって、医療関係事件さらには「法と医療」の問題全般への関心と理解を深めることを目的とする。結論を追うだけでなく、考えながら学ぶことを目指したい。 法曹として関わる医療関係事件は専門性が高いと言われ、とりわけ患者側代理人にとっては困難な類型の事件であるが、専門訴訟の代表例として民事訴訟法改正問題をリードし、証拠保全（検証）、争点証拠の整理手続、書証、尋問、鑑定、和解等の民事訴訟法上の様々な手続が登場し、実体法（民法）上も、過失論（医療水準論）、因果関係論、損害論等の興味深い法的論点や重要判例が数多く存在する。 民法や民事訴訟法そして民事訴訟実務の総まとめとして、民事法全般についての実践的な理解を深めるためにも有用なものとしたい（なお、刑事法上の諸問題も合わせて取り上げる）。医学的な専門知識は不要である。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び参考資料を提供する。 毎回の授業は、教員作成のレジュメに沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加（発言や問題提起等）を期待したい。		
成績評価の方法		
毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 医療関係事件の特徴、医療関係事件の手続全体の流れ、相談や受任に当たっての留意点 第2回 医療記録（カルテ類）の収集、医療記録入手後の作業（調査、協力医、説明会開催） 第3回 示談交渉の申入れと進め方 第4回 訴訟提起と法律構成（債務不履行と不法行為） 第5回 訴訟手続の特徴（争点証拠の整理手続、診療経過一覧表）、訴訟における主張・立証の方法 第6回 過失論（医療水準論） 第7回 因果関係をめぐる議論（証明の程度、不作為と因果関係、原因競合事案） 第8回 損害論（損害の種類、損害の評価） 第9回 立証手続（書証、私的鑑定意見書、尋問、鑑定） 第10回 示談や和解による解決（条項）と判決、医療関係事件の解決に際しての特徴や留意点 第11回 自己決定権と説明義務、がんの告知 第12回 医療過誤と刑事事件（刑事法上の問題点） 第13回 脳死と臓器移植 第14回 安楽死と尊厳死、医療基本法の制定をめぐる問題 第15回 期末試験		
使用教材		
①重要参考書：加藤良夫・増田聖子著『患者側弁護士のための実践医療過誤訴訟』（日本評論社）（平成16年） 加藤良夫 編著『実務医事法講義』（民事法研究会）（平成17年） ②参考書：手嶋 豊 著『医事法入門〔第3版〕』（平成23年） 甲斐克則 編『ブリッジブック医事法』（平成20年） 宇都木伸 他 編『医事法判例百選』（有斐閣）（平成18年）		
前提履修科目		
特になし		

展開・先端科目

科 目	特別刑法（後期）	単 位
		2
担 当	上田 正和	

授業内容の概要

刑法と刑事訴訟法について一通りの学習を終えたことを前提に、刑法典以外の特別刑罰法規(特別刑法)の中から重要な犯罪類型を選び、具体的な事例(判例)を取り上げながら、特別刑罰法規の内容や理論的・実務的に重要な刑事法上の問題点を検討し、刑事法の実践的な理解を深める演習的な科目である(特別刑罰法規に加えて、一部、刑法犯の発展的な事例をも取り上げる)。特別刑法の対象領域は広範囲にわたるが、その中から代表的な犯罪分野・犯罪類型を取り上げ、刑法や刑事訴訟法で学習した内容がどのように発展的に展開されているのか、また、新しい犯罪現象に対してどのような刑事規制が行われているのか(行われようとしているのか)を概観する。刑法や刑事訴訟法だけでなく、他の法分野(憲法や行政法や民法等)との関係を意識する必要もある。法科大学院における刑事法の学習の最終段階における総合的な発展・応用型の授業内容にすると共に、刑法や刑事訴訟法の具体的な理解がより深まるようにもしたい。

授業方法

TKC教育研究支援システムによって、事前に、毎回の授業テーマについての教員作成のレジュメ及び判例その他の資料を提供する。

毎回の授業は、教員作成のレジュメ及び判例その他の資料に沿って講義と質疑討論を適宜組み合わせることによって進められる。学生の積極的な参加（発言や問題提起等）を期待したい。

成績評価の方法

毎回の授業への積極的な参加の程度（平常点）と期末試験によって総合的に評価する。成績評価は、A・B・C・D・F又はN（不可）の5段階とする。

授業計画

第1回 特別刑法の全体構造と特徴、特別刑法の保護法益、法人処罰、共犯論

第2回 行政刑罰法規と故意（1）

第3回 行政刑罰法規と故意（2）

第4回 薬物犯罪（1）

第5回 薬物犯罪（2）

第6回 医事刑法（1）

第7回 医事刑法（2）

第8回 ハイテク犯罪（サイバー犯罪）（1）

第9回 ハイテク犯罪（サイバー犯罪）（2）

第10回 経済犯罪（1）

第11回 経済犯罪（2）

第12回 経済犯罪（3）

第13回 経済犯罪（4）

第14回 環境犯罪

第15回 期末試験

使用教材

教科書・参考書：教員作成のレジュメ及び判例その他の資料を各回の授業毎に事前に提供

前提履修科目(単位を取得していることが望ましい科目)

刑事法入門, 刑法1, 刑法2, 刑事訴訟法1, 刑事訴訟法2, 刑事法総合

展開・先端科目

科 目	刑事事実認定論（前期）	単 位
		2
担 当	丸山 輝久	

授業内容の概要

具体的課題に対する自宅起案を基に、法律文章作成能力の養成、刑事の事実の整理及び摘示の方法、法律の適用の習得、事実認定の素材となる証拠能力(違法捜査と証拠能力の関係、伝聞証拠、自白の任意性)、証拠価値(客観証拠、供述証拠、状況証拠)の理解、認定の対象と主張との関係(訴因論)の理解、などを目的とする。

授業方法

8回は講義形式であるが対話を重視し、6回は事前に課題に対する起案を提出させそれに基づいた質疑及び討論を中心とした内容とする。

成績評価の方法

合格(単位取得)は、授業出席11回以上であること、起案提出4回以上であること、総合点で下記の40%以上の点数を得ていることの3つの条件をクリアすることが必要である。

平常点の内訳は、起案6回につき1回の起案ごとに提出2点、起案内容評価で最高点8点から0点の満点が10点とし、その合計点の満点60点とする。期末試験は100点満点とする。したがって、成績評価は最高点が160点である。

単位取得最低ラインは、160点の40%の64点以上とし、得点順にA=10%前後、B=30%前後、C=50%前後、D=10%前後とする。なお、各回の起案については評価・講評を各人に告知する。

授業計画

第1回 講義：刑事裁判における事実認定とは

第2回 講義：訴因論

第3回 自宅起案と講評：訴因問題

第4回 講義：捜査の適法性と証拠能力

第5回 自宅起案と講評：捜査に関する課題

第6回 講義：伝聞証拠

第7回 自宅起案と講評：伝聞証拠に関する課題

第8回 講義：事案の捌き方（刑法総論を中心として）

第9回 自宅起案と講評：刑法総論問題

第10回 講義：事案の捌き方（違法性阻却事由）

第11回 自宅起案と講評 刑法（違法阻却事由）の課題

第12回 講義：事案の捌き方（財産犯について）

第13回 自宅起案と講評（財産犯）

第14回 講義：財産犯の捌き方

第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：

「判例を基にした事実認定の基礎知識」（著者当職・現代人文社発行）。研究室にて4000円で販売。

前提履修科目

刑法、刑事訴訟法の科目の履修を完了(合格)していること。

展開・先端科目

科 目	刑事法特別講義 1 / 刑事法特別講義 (後期)	単 位
		2
担 当	中島 広樹・新屋 達之	

授業内容の概要

第1回～第9回までの刑法については、共犯論と各論の重要問題を中心に総合的整理を行う。各テーマに関する事例問題を対象に、理論的問題を検討するとともに関連判例の理由付けの理解に力点を置いた授業を予定している。第10～14回は刑事訴訟法関係とし、特に捜査・証拠法、また、理論的に難解な問題である訴因変更制度を取り上げ、判例の事実関係を踏まえつつ問題の検討を行う。

但し、本欄記載の内容は予定であり、参加者の人数等の関係で、授業内容を変更する可能性があるので注意すること。具体的な内容はTKCシステムによる。

授業方法(予定。担当者、人数その他の事情で相違・変更がある)

①参加者は課題事例について起案を提出する。

②テーマに関連した小テストを知識確認のため冒頭で10分程度行う。

③課題に関するさまざまな問題についての双方向授業がメインとなる。

成績評価の方法

期末試験の成績を重視するが、もちろん、出席や授業への参加の程度等も考慮し、成績はA・B・C・D・F又はNの五段階で評価する。

授業計画(なお、若干の変更可能性あり)

第1回 序講

第2回 間接正犯事例

第3回 共謀共同正犯・承継的共同正犯事例

第4回 過失の共同正犯事例

第5回 従犯の諸問題

第6回 共犯と身分

第7回 共犯と錯誤

第8回 共犯と中止・離脱

第9回 共犯と正当防衛

第10回 捜査・証拠法（供述証拠関係）

第11回 捜査・証拠法（非供述証拠関係）

第12回 証拠法（伝聞法則1）

第13回 証拠法（伝聞法則2）

第14回 訴因変更制度

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)：

曾根威彦「刑法総論(4版)」「刑法各論(4版)」、大谷實「刑法講義総論(新版第3版)」「刑法講義各論(新版第3版)」、前田雅英「刑法総論講義(5版)」「刑法各論講義(5版)」いずれか一冊でもよいが、できれば三冊あれば便利である。刑事訴訟法については、各自使用のものを持参されたい。但し、担当者は白取または田口のものを前提とする。

参考書(購入任意)：

刑法判例百選Ⅰ(6版)、刑法判例百選Ⅱ(6版)。前田・最新重要判例250(8版)。必要に応じて、随時指示する。刑事訴訟法については、刑訴判例百選、刑訴法の争点をベースとし、随時、指示する。

前提履修科目

刑法1・2、刑事訴訟法1・2を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系） 1 （前期集中）	単 位
		2
担 当	宮崎 孝	
授業内容の概要		
法曹の仕事に携わるためには、国内法のみならず国際法の知識が不可欠である。この授業では、国際法がどのようにしてできてきたか、その法源と背後にある国際政治経済の現実を読み解き、国際法の形成に寄与する慣行、学説、国際合意、国家実行ならびに国際法の適用・遵守の実態を明らかにする。その一端として国際司法裁判所等の判例やガット・WTOの紛争審決例も紹介する。さらに、国家間の合意（主権国家の同意）に依存し、実効的な強制機関を欠く国際法及び国際司法制度の実効性を強化する方策について考える。		
授業方法		
国際法になじみの少ない受講者が多いことを前提に、まず国際法入門書を教科書に指定し、受講前に通読することを求め、授業では国際法の概要をできるだけわかりやすく説明する。受講者が講義内容を理解できない場合には、講師の説明が不十分と考えられるので、ためらわずに質問すること。授業ごとに講義概要（TKC上）と参考資料を配り、双方向の質問・討論を行う。講義中随時行う小試験により、受講者の理解度を確かめる。		
成績評価の方法		
期末試験のレポートの内容により判定する。評価はA・B・C・D・FまたはNの5段階で行う。		
授業計画		
第1回 国際法の誕生（成立と法源：唯一の国際立法機関としての国家、国家合意としての条約・慣習法、国際法と国内法の関係など）		
第2回 国際法の主体・対象（国家、非国家団体、NGO、企業、個人）		
第3回 国家承認、政府承認、国家承継（承認・承継の要件と効果、破綻国家など）、		
第4回 国家の基本的権利義務（主権、国家管理権、国家免除など）		
第5回 国際人権法（世界人権宣言、基本的人権、拷問の禁止、女権尊重、人種差別の禁止など）		
第6回 国家責任（国家責任条文、国際義務違反と国際責任、国際請求、外交的保護権など）		
第7回 国家領域（領土、内水、領海、領空、極地、国際化地域など）		
第8回 海と空の国際法（国際海洋法条約、公海、大陸棚、排他的経済水域、深海底、航空法、宇宙法など）		
第9回 国籍、外国人の地位（重国籍、出入国管理、在留外国人の権利義務、難民、亡命、国家元首、外国使節、外交特権、領事制度など）		
第10回 国際組織（世界的・地域的組織、経済的組織：国連、専門機関、貿易機関、地域統合、発展途上国の取り扱い—EU, OAS, OECD, ASEAN, AU, APEC, 東アジア共同体、IMF, 世銀、ガット、WTO, UNCTAD など）		
第11回 国際環境法（酸性雨、オゾン層破壊、地球温暖化、生物多様性の保全等の問題に対応する多角国際協定、持続可能な発展、予防原則など）		
第12回 国際紛争の平和的解決Ⅰ（政治紛争：外交交渉—関係国間解決、国際調停、国際裁判）		
第13回 平和的解決Ⅱ（経済紛争：外交・貿易交渉—関係国間解決、WTO 提訴—紛争解決の司法化）		
第14回 武力紛争法（武力不行使原則、国際安全保障組織、人道法—軍事目標主義、国際刑事裁判所 ICC）		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：松井芳郎ほか著 「国際法（第5版）」 有斐閣Sシリーズ 杉原高嶺代表編集 「コンサイス条約集」 三省堂		
参考書（購入推奨）：小寺彰ほか編 「国際法判例百選（第2版）」別冊ジュリストNo. 204 有斐閣 国際法学会編 「国際関係法辞典（第2版）」 三省堂		
前提履修科目：なし		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（公法系） 2 （後期集中）	単 位 2
担 当	大谷 美紀子	
授業内容の概要		
第二次世界大戦後に本格的に発展してきた国際人権法の理念、規範と履行確保のための制度について、基礎的・理論的知識を習得することを目的とする。また、実務法曹として国内裁判所で国際人権法を活用するにあたり押さえておくべき国際人権法の国内的効力などの理論的問題や、国際人権保障メカニズムの実践的な活用のために、国際人権条約の下での条約の実施のための制度や国連人権諸機関の活動について学ぶ。		
授業方法		
基本教材及び判例を事前学習の課題として指定し、事前に学習して授業に臨んでいることを前提として授業を進める。授業の方法は、講義形式を用いるが、理解を深めるために、適宜講師の側から質問を發し学生からの回答やコメントを求める。		
成績評価の方法		
平常点(出席・授業中の質問や発言等参加の程度)及び期末試験の結果により評価する。成績は、A・B・C・D・F またはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 イントロダクション:授業の進め方、使用教材、成績評価等についての説明 国際人権法とは何か、国際人権法生成の歴史、国際人権規範と国際的实施制度（概観） 第2回 国際人権法の存在形式：国際慣習法と条約 第3回 普遍的な国際人権文書（1）：国際人権章典—世界人権宣言と社会権規約・自由権規約 第4回 普遍的な国際人権文書（2）：社会権規約・自由権規約 第5回 普遍的な国際人権文書（3）：個別的人権文書—人種差別撤廃条約・女性差別撤廃条約 第6回 普遍的な国際人権文書（4）：個別的人権文書—拷問等禁止条約・子どもの権利条約 第7回 国際人権法の国際的实施（1）：条約に基づく機関と条約に基づく実施制度 第8回 国際人権法の国際的实施（2）：国連憲章に基づく人権機関とその活動 第9回 地域的人権保障制度 第10回 国際人権法の国内的实施（1）：立法・行政的措置、国内人権機関 第11回 国際人権法の国内的实施（2）：司法的救済（国内裁判所による国際人権条約の適用） 第12回 国際人権活動におけるNGOの役割 第13回 国際人権法・国際人道法と国際刑事法、国際刑事裁判所 第14回 日本における国際人権法の受容と今日的課題 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)：①芹田健太郎・薬師寺公夫・坂元茂樹『ブリッジブック国際人権法』(信山社 2008 年) ②条約集(出版社は特に指定しない) 参考書(購入任意)：薬師寺公夫・村上正直・小畑郁・坂元茂樹『法科大学院ケースブック国際人権法』(日本評論社 2006 年)		
前提履修科目		
なし(ただし、「国際関係法(公法系)1」を事前に、履修しておくことが望まれる。)		

展開・先端科目

科 目	倒産法1（後期）	単 位
		2
担 当	上野 保	
授業内容の概要		
倒産処理手続の基本となる破産法を学修し、倒産法制の理念や基本となる規律を理解する。学修に際しては、①手続の規律を正確に把握すること、②そのような規律が定められている理由や制度趣旨を理解すること、③法令に定められた規律や手続を具体的な事例に適用できるようすること、に重点を置く。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムにレジュメと事前設問を掲載するので、事前に教科書を読み、各自事前設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行い、随時質疑討論方式で設問を検討する。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を加味することもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはNの5段階とする。		
授業計画		
第1回 倒産処理手続の必要性和理念		
第2回 破産手続の概要、破産手続開始の要件		
第3回 破産手続開始の効果		
第4回 破産管財人、破産手続の機関		
第5回 破産財団、係属中の訴訟手続等の帰趨		
第6回 破産債権、多数債務者関係と破産債権		
第7回 破産債権の届出・調査・確定		
第8回 財団債権、取戻権		
第9回 別除権		
第10回 契約関係の処理		
第11回 相殺権・否認権（1）		
第12回 否認権（2）		
第13回 配当、破産手続の終了		
第14回 法人の役員の責任、破産犯罪		
第15回 期末試験		
（消費者破産と民事再生法は、倒産法2で学修する。）		
使用教材		
教科書（購入必須）：伊藤真「破産法・民事再生法〔第2版〕」有斐閣、倒産判例百選〔第4版〕有斐閣 参考書（購入任意）：山本和彦著「倒産処理法入門〔第3版〕」有斐閣、		
前提履修科目		
なし。		

展開・先端科目

科 目	倒産法2 （前期）	単 位
		2
担 当	上野 保	
授業内容の概要		
破産法の一部（消費者破産）と民事再生法について学修する。特に、民事再生法については、破産法の知識を前提に、再建型倒産手続特有の問題を扱うこととする。破産法の復習と民事再生法の学修を通じて、倒産処理法全体についての理解を深め、具体的な事案へ適用し、問題を解決する能力の向上を目指す。		
授業方法		
TKC教育研究支援システムにレジュメと事前設問を掲載するので、事前に教科書を読み、各自事前設問を検討した上で、授業に臨んでもらう。授業においては、基本的な規律、重要事項等について講義方式で解説を行い、随時質疑討論により設問を検討する。		
成績評価の方法		
原則として期末試験によって評価するが、毎回の授業における準備、能動的参加の程度を、成績評価に加えることもあり得る。成績評価は、A・B・C・D・FまたはN（不可）の5段階とする。		
授業計画		
第1回 免責、復権		
第2回 再建型倒産手続の概要、民事再生事件の流れ		
第3回 申立て、保全処分、開始決定		
第4回 民事再生手続の機関、再生債務者の地位		
第5回 再生債権、共益債権		
第6回 債権の届出・調査・確定		
第7回 契約関係の処理		
第8回 取戻権、担保権の処遇		
第9回 相殺権、否認権		
第10回 再生の手法、事業譲渡の手続		
第11回 財産評定、再生計画案の作成		
第12回 再生計画の認可と効力、再生計画の履行・変更		
第13回 簡易再生・同意再生、再生手続の廃止、倒産手続間の移行		
第14回 個人再生手続		
第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）：伊藤眞「破産法・民事再生法〔第2版〕」有斐閣、倒産判例百選〔第4版〕有斐閣		
参考書（購入任意）：山本和彦著「倒産処理法入門〔第3版〕」有斐閣、		
前提履修科目		
倒産法1 を受講していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	企業結合法・閉鎖会社法（後期）	単 位 2
担 当	前田 修志	

授業内容の概要

商法が予定する一般的な「株式会社」像から乖離した実態がある場合として、複数の株式会社が法的・経済的に一体性を有しているような企業結合関係と、株主の流動性がなく、「所有と経営の分離」がみられないような、小規模で閉鎖的な会社に関する諸問題をとりあげる。前半では企業結合関係について、合併・会社分割という商法の規制がある形態から、親子会社・企業グループなど、商法の規制が十分ではないものまで広く対象とする。後半では、小規模閉鎖会社に生じる紛争をとりあげ、紛争の実態並びに紛争解決の方法を検討する。

授業方法

あらかじめ設問を設定し、予習のための関連判例・参考文献を指示して、十分に事前の検討を行わせる。当日は設問に関連する法規制の概要に関する解説・討論を行う。参加者の人数に応じて、講義・質疑応答の態様を変えるが、会社法の基本知識の確認を交えつつ、事例・参考資料に即した応用的な解釈論について、解説及び討論を行う。（なお、授業計画については、進度との関係で調整することがある）

成績評価の方法

試験（テークホーム試験：8割）及び平常点（2割）によってA・B・C・D・F（N）の5段階評価をする。平常点については講義時の質疑応答を基準とし、授業への参加の態様が悪い者（過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など）については減点する。

（なお進行状況によって中間レポート課題を課す場合には、期末試験の成績とあわせて成績評価の資料とする。その場合の配分については、試験部分の点数を中間レポート3割・期末試験7割として配分する。）

授業計画

第1回 企業結合関係の形成と法

第2回 組織再編行為と株主・新株予約権者の地位

第3回 組織再編行為と債権者の地位

第4回 株式交換・株式移転と利害関係の調整

第5回 親子会社（1）－親会社株主の地位

第6回 親子会社（2）－親会社取締役の責任（子会社株主・債権者保護）

第7回 法人格否認の法理

第8回 企業結合法をめぐる諸問題

第9回 新設型組織再編手続（会社の設立手続との比較）

第10回 企業買収－〔敵対的〕企業買収と会社法

第11回 閉鎖会社（1）～小規模閉鎖会社における支配権紛争の形態と法規制

第12回 閉鎖会社（2）～利害関係人間の利害調整

第13回 閉鎖会社（3）～閉鎖会社の経営機構、会社の解散

第14回 持分会社

第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）： 特になし

参考書（購入任意）： 版が改訂されている場合には最新版を購入すること

江頭憲治郎：『株式会社法』（第4版） 有斐閣 平成23年

前提履修科目

会社法1・2のいずれも履修済であることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	経済法 1 （後期）	単 位
		2
担 当	渕川 和彦	

授業内容の概要

本講義は、経済活動の基本法である独占禁止法を体系的に学び、学びとった知識の応用力を高めることで、経済法に求められる問題解決能力を養成する。「経済法 1」では、独占禁止法の 3 本柱を構成する、不当な取引制限、私的独占を重点的に取り扱う。授業では、講義形式のインプットと、事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを適宜行なうことで、司法試験に対応するための経済法の知識を効率的に習得し、応用力を高めていく。

授業方法

本講義は、講義形式による知識のインプットと事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを行う。

成績評価の方法

成績評価は、期末試験・問題演習及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の 5 段階とする。

授業計画

第 1 回

独禁法の基本概念

第 2 回

不当な取引制限 (1) 共同行為

第 3 回

不当な取引制限 (2) 相互拘束・共同遂行

第 4 回

不当な取引制限 (3) 競争の実質的制限・公共の利益

第 5 回

不当な取引制限 (4) ハードコアカルテル・非ハードコアカルテル

第 6 回

不当な取引制限 (5) 課徴金納付命令・課徴金減免制度・刑事罰

第 7 回

事業者団体規制

第 8 回

私的独占 (1) 独占規制の理論的基礎・排除型私的独占

第 9 回

私的独占 (2) 支配型私的独占

第 10 回

私的独占 (3) 私的独占に対する課徴金

第 11 回

私的独占 (4) 規制産業における独禁法の適用

第 12 回

独占禁止法と審判手続・審決取消訴訟

第 13 回

国際取引、適用除外

第 14 回

知的財産権と独占禁止法

第 15 回

期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：金井ほか編著『独占禁止法』（弘文堂，第 3 版，2010）

金井ほか編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂，第 2 版，2010）

舟田ほか編『経済法判例・審決百選』（有斐閣，2010）

参考書（購入任意）：土田和博ほか『演習ノート経済法』（法学書院，2008）

岸井大太郎ほか『経済法』（有斐閣，第 6 版，2010）

前提履修科目

特になし。なお、問題演習を行う『比較競争法』を併せて履修することでさらに学習効果が高まる。

展開・先端科目

科 目	経済法2（前期）	単 位
		2
担 当	渕川 和彦	
授業内容の概要		
本講義は、経済活動の基本法である独占禁止法を体系的に学び、学びとった知識の応用力を高めることで、経済法に求められる問題解決能力を養成する。「経済法2」では、独占禁止法の3本柱の1つである不公正な取引方法、そして、グローバル経済において重要性が高まりつつある企業結合規制を重点的に取り扱う。授業では、講義形式のインプットと、事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを適宜行なうことで、司法試験に対応するための経済法の知識を効率的に習得し、応用力を高めていく。		
授業方法		
本講義は、講義形式による知識のインプットと事例分析を中心とした問題演習によるアウトプットを行う。		
成績評価の方法		
成績評価は、期末試験・問題演習及び平素の講義に際しての授業への参加姿勢などを総合的に評価し決定する。A・B・C・D・FまたはN(不可)の5段階とする。		
授業計画		
第1回 独占禁止法の基本的な考え方 第2回 企業結合規制（1）市場画定 第3回 企業結合規制（2）競争圧力・参入分析 第4回 企業結合規制（3）企業結合の手続 第5回 企業結合規制（4）一般集中規制 第6回 不公正な取引方法（1）不当な差別的取扱 第7回 不公正な取引方法（2）不当な差別対価 第8回 不公正な取引方法（3）不当対価取引 第9回 不公正な取引方法（4）不当な顧客誘引 第10回 不公正な取引方法（5）事業活動の不当な拘束 第11回 不公正な取引方法（6）取引上の地位の不当利用 第12回 不公正な取引方法（7）取引妨害・内部干渉 第13回 不公正な取引方法（8）不公正な取引方法に対する課徴金 第14回 民事的救済制度 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書（購入必須）： 金井ほか編著『独占禁止法』（弘文堂，第3版，2010） 舟田ほか編『経済法判例・審決百選』（有斐閣，2010） 参考書（購入任意）： 土田和博ほか『演習ノート経済法』（法学書院，2008） 金井ほか編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂，第2版，2010） 岸井大太郎ほか『経済法』（有斐閣，第6版，2010）		
前提履修科目：		
特になし。なお、問題演習を行う『比較競争法』を併せて履修することでさらに学習効果が高まる。		

展開・先端科目

科 目	知的財産法 1（特許法、実用新案法、意匠法）（後期）	単 位 2
担 当	牧野 和夫	

授業内容の概要 知的財産法 I では、知的財産六法のうち**特許法、実用新案法、意匠法**の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。サイバースペース上の特許(ビジネスモデル特許)の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。

授業方法 基本ルールの習得については、重要判例の分析を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。

成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末のテイクホーム試験の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。

授業計画

第1回 オリエンテーション（知的財産法の体系、日米特許戦争、日米プロパテント政策）

第2回 特許(1) 発明と特許要件（その1）

第3回 特許(2) 発明と特許要件（その2）

第4回 特許(3) 特許を受ける権利、発明者の権利

第5回 特許(4) 職務発明

第6回 特許(5) 出願手続、出願公開、審査請求

第7回 特許(6) 拒絶査定、補正、登録

第8回 特許(7) 審判、審決等取消訴訟

第9回 特許(8) 特許権の効力

第10回 特許(9) 権利侵害、侵害に対する救済、罰則

第11回 特許(10) 特許権の利用

第12回 特許(11) 特許のまとめ(ゲストスピーカー(昨年は日本IBM名取取締役・弁護士)を交えて討議)

第13回 実用新案・意匠

第14回 国際条約 パリ条約、特許協力条約（国際出願）

第15回 期末試験

使用教材

教科書（購入必須）：①「判例百選・特許・第三版」有斐閣

②牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会

毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。

前提履修科目 なし

展開・先端科目

科 目	知的財産法 2（著作権法、商標法、不正競争防止法）（前期）	単 位 2
担 当	牧野 和夫	
授業内容の概要 知的財産法Ⅱでは、知的財産六法のうち著作権法、商標法、不正競争防止法の主要な論点とその分析方法、解決策や方向性への導き方を実務的な視点から習得させることを目的とする。デジタルコンテンツ、キャラクター権、パブリシティー権、サイバースペース上の知的財産の法的保護のあり方も含む。関連法令・判例ルール(必要な海外の法令・判例も適宜紹介する)をベースに、法的問題点と解決策への考え方を身に付ける。企業経営や知的財産戦略の視点からも検討を加える。 授業方法 各授業は、①基本的ルールの説明・理解＋②重要判例の研究の形式で進める。基本ルールの習得については、概説書の理解を中心に受講者の予習に委ねることを前提とする。講義では、重要判例の理解を通じて基本ルールの運用・活用・応用などの実務面のスキル習得を中心に行う。 成績評価の方法 成績評価は、A、B、C、D、FまたはNの5段階とする。試験と授業への貢献を総合的に評価する。内訳は、70%:期末のテイクホーム試験の結果、及び、30%:出席及び授業への貢献度とする。 授業計画 第1回 オリエンテーション（知的財産法の概要） 第2回 著作権(1) 著作物(1)： 著作物の定義・種類、データベース、キャラクター、法人著作・職務著作 第3回 著作権(2) 著作物(2)： プログラム著作物、ゲームソフト 第4回 著作権(3) 編集著作物、音楽著作権の保護、著作権の間接侵害 第5回 著作権(4) 著作者人格権、著作財産権、国際的著作権侵害 第6回 著作権(5) 二次的著作物、著作財産権、著作権の保護期間、著作権に対する制限（私的複製など） 第7回 著作権(6) デジタルコンテンツ保護 第8回 著作権(7) 肖像権・パブリシティー権 第9回 著作権(8) 国際条約（ベルヌ条約・万国著作権条約）、著作権侵害と民事救済・刑事罰 第10回 商標(1) 商標の目的・機能、登録要件、類似、商標権の移転・使用許諾、防護標章制度 第11回 商標(2) 商標権侵害と救済・刑事罰、商標登録の不使用取消審判、 第12回 不正競争防止法(1) 周知表示混同惹起行為、著名表示冒用行為、商品形態模倣行為 第13回 不正競争防止法(2) 営業秘密の保護、企業の営業秘密管理戦略、ドメインネームの保護 第14回 著作権のまとめ(実務家のゲストスピーカー（昨年はコロンビアミュージック飯田法務知的財産担当執行役員・NY州弁護士）を交えてディスカッション) 第15回 期末試験 使用教材 教科書（購入必須）：①「判例百選・著作権・第四版」有斐閣 ②牧野和夫著「知的財産法講義」税務経理協会 毎回のテーマに関する教材や参考文献・資料は事前告知又は配布する。 前提履修科目 なし		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系） 1 （後期）	単 位
		2
担 当	大村 芳昭	
授業内容の概要		
この授業は、国際関係法(私法系)のうち財産法分野に関する基礎知識や法的思考力の養成を目的とする。		
授業方法		
(1)その日に扱うテキストの範囲につき、内容の概略や特に注意すべき点などを講師が解説する。		
(2)その日に扱うテキストの範囲に掲載されている設例の中から毎回数題について、受講生をアトランダムに指名し、その場で10分程度の時間を与えて答案構成をさせ、ホワイトボード等を活用しつつ解説させてから、それをめぐって質疑討論及び講師からのフォローを行う。		
(3)授業後、次回の授業までに、その日に担当した設例につき答案を作成し、メール添付で提出してもらう。講師は適宜これを添削し、再度提出してもらう。		
成績評価の方法		
毎回の授業への出席状況と授業参加の積極性(20%)、提出した答案(20%)、期末試験の得点(60%)を総合して評価する。成績評価は A・B・C・D・F または N の5段階とする。		
授業計画		
第1回 国際私法とは、国際私法総論(テキスト1～4章)		
第2回 人、法人(テキスト5章)		
第3回 契約(テキスト6章)		
第4回 不法行為(テキスト7章1節)		
第5回 事務管理、不当利得、債権債務関係(テキスト7章2～3節、8章1～3節)		
第6回 債権債務関係(続き)、物権、知的財産(テキスト8章4～6節、9章)		
第7回 国際裁判管轄(テキスト15章1～4節)		
第8回 国際訴訟競合、当事者、送達、証拠調べ(テキスト15章5節、16章)		
第9回 外国判決の承認と執行、仲裁(テキスト17章、19章1～2節)		
第10回 仲裁(続き)、国際取引と法、国際物品売買(テキスト19章3～5節、20章、21章1～2節)		
第11回 国際物品売買(続き)、国際運送、国際保険、国際支払(テキスト21章3節、22章、23章)		
第12回 まとめと問題演習(1)		
第13回 まとめと問題演習(2)		
第14回 まとめと問題演習(3)		
第15回 期末試験		
使用教材(改訂された場合は最新版を使います)		
①教科書(購入必須):松岡博編『国際関係私法入門 第2版』(有斐閣・2009年、税別2300円)		
②参考書(購入任意):神前禎・早川吉尚・元永和彦著『国際私法〔第2版〕』(有斐閣アルマ・2006年、税別2200円)		
櫻田嘉章・道垣内正人編著『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』(別冊ジュリスト185号・有斐閣・2007年、税別2400円)		

展開・先端科目

科 目	国際関係法（私法系） 2 （前期）	単 位
		2
担 当	大村 芳昭	
授業内容の概要		
この授業は、国際関係法(私法系)のうち家族法分野に関する基礎知識や法的思考力の養成を目的とする。		
授業方法		
(1)その日に扱うテキストの範囲につき、内容の概略や特に注意すべき点などを講師が解説する。		
(2)その日に扱うテキストの範囲に掲載されている設例の中から毎回数題について、受講生をアトラダムに指名し、その場で10分程度の時間を与えて答案構成をさせ、ホワイトボード等を活用しつつ解説させてから、それをめぐって質疑討論及び講師からのフォローを行う。		
(3)授業後、次回の授業までに、その日に担当した設例につき答案を作成し、メール添付で提出してもらう。講師は適宜これを添削し、再度提出してもらう。		
成績評価の方法		
毎回の授業への出席状況と授業参加の積極性(20%)、提出した答案(20%)、期末試験の得点(60%)を総合して評価する。成績評価は A・B・C・D・F または N の5段階とする。		
授業計画		
第1回 国際私法とは、国際家族法の基本理念、法選択規則(テキスト1章、10章1節、2章)		
第2回 性質決定、連結点、不統一法、反致(テキスト2章続き、3章)		
第3回 外国法の適用(テキスト4章)		
第4回 婚姻の成立要件(テキスト11章1節)		
第5回 婚姻の効力、離婚(テキスト11章2・3節)		
第6回 実親子関係の成立(テキスト12章1節)		
第7回 養親子関係の成立と離縁、親子間の法律関係(テキスト12章2・3節)		
第8回 親族関係・扶養(テキスト13章1～3節)		
第9回 後見等・氏(テキスト1章5、13章4～5節)		
第10回 相続・遺言(テキスト14章)		
第11回 国際家事事件(テキスト18章)		
第12回 まとめと問題演習(1)		
第13回 まとめと問題演習(2)		
第14回 まとめと問題演習(3)		
第15回 期末試験		
使用教材(改訂された場合は最新版を使います)		
①教科書(購入必須):松岡博編『国際関係私法入門 第2版』(有斐閣・2009年、税別2300円)		
②参考書(購入任意):神前禎・早川吉尚・元永和彦著『国際私法〔第2版〕』(有斐閣アルマ・2006年、税別2200円)		
櫻田嘉章・道垣内正人編著『国際私法判例百選〔新法対応補正版〕』(別冊ジュリスト185号・有斐閣・2007年、税別2400円)		

展開・先端科目

科 目	租税法1 (前期)	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	
授業内容の概要		
租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解を深まるように配慮する。租税法1は所得税を中心とする。		
授業方法		
毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。 課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年2～3回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題を処理できるかどうかの能力をみる。		
授業計画		
第1回 所得の概念 第2回 所得の種類と計算 第3回 所得の年度帰属 第4回 譲渡所得の課税要件 第5回 事業所得の課税要件 第6回 給与所得の課税要件 第7回 不動産所得の課税要件 第8回 一時所得の課税要件 第9回 所得税法判例検討(1) 第10回 所得税法判例検討(2) 第11回 所得税法判例検討(3) 第12回 所得税法判例検討(4) 第13回 所得税法判例検討(5) 第14回 所得税法判例検討(6) 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須):ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』〔有斐閣〕 担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。 参考書(購入任意): 金子宏『租税法〔第16版〕』〔弘文堂〕		
前提履修科目		
なし		

展開・先端科目

科 目	租税法2 （後期）	単 位
		2
担 当	山下 清兵衛	

授業内容の概要

租税法領域における「法の支配」の内容を明らかにするとともに、司法の行政に対するコントロールと納税者の権利についての基本的な考え方を修得することがこの講義の目的である。この講義の内容は、担当教員が関与した租税判例等を素材として、租税訴訟を遂行できる法律家として、最低必要な知識の修得を憲法理論と行政法理論を基礎とし、税法の理解ができる授業とする。租税法2は法人税を中心とする。

授業方法

毎回のテーマ判例に関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。

成績評価の方法

毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA、B、C、D、FまたはN（不可）の5段階とする。

課題レポートと期末試験の結果に基づいて評価する。レポートは、年2～3回程度とし、講義の基本的な内容を理解しているかどうかを確認するものとする。期末試験は事例問題とし、具体的な事例を素材として、問題を処理できるかどうかの能力をみる。

授業計画

第1回 事業体課税の構造

第2回 損益取引と資本等取引

第3回 公正処理基準と租税法

第4回 益金の範囲

第5回 損金の範囲

第6回 同族会社の行為計算の否認

第7回 親子会社間の所得帰属

第8回 寄附金訴訟

第9回 交際費訴訟

第10回 役員給与訴訟

第11回 リース取引訴訟

第12回 法人税法判例検討(1)

第13回 法人税法判例検討(2)

第14回 法人税法判例検討(3)

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須):ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』〔有斐閣〕

担当教員が作成した教材を使用し、又、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを提供する。

参考書(購入任意): 『新・裁判実務体系 租税争訟〔改訂版〕』〔青林書院〕

『事例で学ぶ租税争訟手続』〔財経詳報社〕

前提履修科目

なし

展開・先端科目

科 目	会社関係訴訟論（後期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博	
授業内容の概要		
弁護士実務、企業法務において会社法の訴訟そのものを担当することはそれほど多くない。しかし、会社法実務においても、判例の重要性は他の科目と異なることはない。特に最近では、裁判所の考え方が、企業に大きな影響を与えるようになった。重要な最高裁判例は、当然、理解していなければならない。また、取締役の職務執行停止仮処分や商事非訟手続など会社法特有の手続についての知識・理解も必要である。会社法の制定により会社訴訟の規定も整理されたので、新会社法の理解を深めるとともに、実務的な観点も混じえる授業を試みる。また、本科目は前期の「コーポレートガバナンス」とも関連しているので、この科目と合わせて会社法の理解を深めてもらいたい。		
授業方法		
会社法における重要な判例、最近の著名判例をピックアップして、その法理を検討することを中心とする。従って、学生は事前にその判例を読み、事案を把握して、法的な問題を検討してくることが要求される。また、2 回ほど、文書作成の課題を設定する。		
成績評価の方法		
原則として、期末試験によって、A, B, C, D, FまたはN(不可)を評価する。課題の提出状況の悪い者は減点する。		
授業計画		
第1回 会社訴訟の特色 第2回 株主総会決議に関する訴訟(1)決議取消訴訟の重要判例 第3回 株主総会決議に関する訴訟(2)経営判断原則と内部統制システム 第4回 株主総会決議に関する訴訟(3)訴状起案 第5回 取締役会決議に関する訴訟 第6回 役員の責任に関する訴訟(1)役員の責任の根拠・類型 第7回 役員の責任に関する訴訟(2)経営判断の原則、内部統制システム 第8回 役員の責任に関する訴訟(3)第三者に対する責任 第9回 役員の責任に関する訴訟(4)株主代表訴訟、違法行為の差止 第10回 会社の経営権をめぐる訴訟(1)新株発行の基本事項 第11回 会社の経営権をめぐる訴訟(2)買収防衛など 第12回 会社の経営権をめぐる訴訟(3)即日起案 第13回 会社に対し情報提供を求める訴訟(会計帳簿、株主名簿の閲覧請求) 第14回 最近の注目すべき判例から 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須)： 江頭憲治郎「株式会社法」(第4版)(有斐閣)、別冊ジュリスト「会社法判例百選」(第2版)(有斐閣) 参考書(購入任意)：		
前提履修科目		
会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	コーポレートファイナンス (後期)	単 位
		2
担 当	前田 修志	

授業内容の概要

会社は経済活動を通じて利益を獲得することを目的としている法的主体である。その活動の源泉には資金が必要であり、会社は様々な方法によって資金を調達し、事業活動を行うための源泉として用いている。他方で、会社をめぐる多数の利害関係人との関係を考えると、会社の財務的側面に関する利害関係人の関心は高い。

この2点は一見すると、関連性が薄い問題であるように見えるが、いずれも会社の財務上の問題点、すなわち「コーポレートファイナンス」に関わる問題点であると言える。本講義では、会社法・会社計算規則の理解・解釈問題から、実務上のトピックスまで、広く題材としてとりあげながら、金融・会計的知識が要求される会社(特に株式会社)のファイナンスにまつわる法的諸問題について整理を行うものである。

講義では会社法の解釈論を基礎として、判例・実務の動向を検討する形をとる。なお内容については、受講者の希望を聞きながら、適宜調整する。

授業方法

判例や実務の動向を題材としながら、理論的問題点の検討及び実証研究を中心とする。テーマによって講義形式と討議形式を織り交ぜる予定である。したがって受講者には与えられたテーマについて、一定程度の予習をしてくることを要求する。(なお、授業計画については、進度に応じて調整する)

成績評価の方法

試験(テークホーム試験:8割)及び平常点(2割)によってA・B・C・D・F(N)の5段階評価をする。平常点については講義時の質疑応答を基準とし、授業への参加の態様が悪い者(過度の遅刻・授業妨害、欠席届の提出のない無断欠席など)については減点する。

(なお進行状況によって中間レポート課題を課す場合には、期末試験の成績とあわせて成績評価の資料とする。その場合の配分については、試験部分の点数を中間レポート3割・期末試験7割として配分する。)

授業計画

第1回 概論、株式による資金調達(1) — 会社法における募集株式発行規制

第2回 株式による資金調達(2) — ファイナンス面から見た種類株式

第3回 株式による資金調達(3) — 自己株式の取得・処分と会社財務への影響

第4回 株式による資金調達(4) — 自己株式の取得・処分と会社財務への影響(続)

第5回 社債による資金調達(1) — 社債をめぐる法規制と実務

第6回 社債による資金調達(2) — 新株予約権付社債をめぐる法的問題点

第7回 株式会社の資金調達のまとめ

第8回 株式会社の計算(1) — 株式会社における決算手続

第9回 株式会社の計算(2) — 計算書類の粉飾と虚偽記載責任

第10回 株式会社の計算(3) — 計算書類の粉飾と虚偽記載責任(続)、会計帳簿の閲覧・謄写請求権

第11回 株式会社の計算(4) — 剰余金の分配(1) — 剰余金の算出と分配手続

第12回 株式会社の計算(5) — 剰余金の分配(2) — 違法配当と取締役の責任

第13回 株式会社の計算規制のまとめ

第14回 株式会社における特殊な金融問題 — デット・エクイティ・スワップ、ファイナンスリース

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須): 特に指定しない

参考書(購入任意): 江頭憲治郎:『株式会社法』[第4版] 有斐閣 平成23年

前提履修科目

会社法1・会社法2を履修済であることが望ましい

展開・先端科目

科 目	コーポレートガバナンス（前期）	単 位
		2
担 当	北沢 義博・土田 亮	

授業内容の概要

コーポレート・ガバナンスとは、株式を公開している会社の経営者による支配を問題とする概念である。法律問題だけではなく、経営学、社会学、倫理学などの観点からも議論されるが、本講義は、会社法の視点を中心に企業の在り方を考える。わが国におけるコーポレート・ガバナンスの議論の現状を概観し、2006 年に施行された会社法は、コーポレート・ガバナンスについてどのような態度をとっているかを考え、わが国の株式会社における株主総会、取締役会などの機関の在り方、コーポレート・ガバナンス関連の諸制度について学修し、会社のあり方について考える。

授業方法

北沢教授と土田教授が共同で担当する。土田教授は特に、取締役の義務と責任を中心に講義する。TKC教育研修システムにより毎回のテーマに関する参考文献・参考資料・判例などを掲示し、事前の検討に供する。当日は主として質疑、討論によって当該テーマに関する理解を深める。

成績評価の方法

原則として期末試験の成績によって評価するが、授業への参加態度を加味する場合がある。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。

授業計画

第1回 会社とは何か、日本の会社法の歴史

第2回 コーポレート・ガバナンスの議論

第3回 株主利益の最大化の原則、株主総会

第4回 コーポレート・ガバナンスと企業の組織

第5回 日本におけるコーポレート・ガバナンスの現状と問題点(会社法改正の議論)

第6回 善管注意義務の意義と理論

第7回 経営判断の原則

第8回 敵対的買収と防衛策(1)

第9回 敵対的買収と防衛策(2)

第10回 代表訴訟の理論と現実(1)

第11回 代表訴訟の理論と現実(2)

第12回 内部統制(会社法と金融商品取引法)

第13回 会計監査人・公認会計士とコーポレート・ガバナンス

第14回 CSR、企業の政治資金の寄附

第15回 期末試験

使用教材

教科書(購入必須)：

参考書(購入任意)： 江頭憲治郎「株式会社法」(第4版)有斐閣、落合誠一「会社法要説」有斐閣

前提履修科目 会社法1, 2を履修済みであることが望ましい。

展開・先端科目

科 目	比較競争法（後期）	単 位
		2
担 当	澁川 和彦	
授業内容の概要		
経済のグローバル化とそれに伴う競争法のハーモナイゼーションにより，多国籍企業に対する欧米競争法の適用事例が数多く見受けられるようになっている。グローバル経済においては，日本の競争法だけでなく，欧米の競争法の理解が不可欠となっている。本講義では，日本の競争法である独占禁止法を中心的に取り扱うが，欧米の競争法の説明を加えることにより，独占禁止法の更なる理解と欧米競争法の理論を学習する。「比較競争法」の講義では，講義形式によるインプットと問題演習によるアウトプットを交互に行い，効率的な知識の習得を図っていく。この講義を通じて，グローバル経済における競争法の意義も学んで頂きたい。		
授業方法		
「比較競争法」は，講義によるインプットと重要判例を素材とした問題演習によるアウトプットを交互に行う。		
成績評価の方法		
レポート課題、予習課題への取り組み、授業参加の総合評価。 評価法は学則通り A・B・C・D，F または N の 5 段階評価とする。		
授業計画		
第 1 回 共同行為規制の基礎講義 第 2 回 共同行為規制に関する事例分析（1） 第 3 回 共同行為規制に関する事例分析（2） 第 4 回 共同行為規制に関する問題演習 第 5 回 カルテルの立証の基礎講義 第 6 回 カルテルの立証に関する事例分析 第 7 回 カルテルの立証に関する問題演習 第 8 回 単独行為規制（日本の私的独占を含む）の基礎講義 第 9 回 単独行為規制に関する事例分析 第 1 0 回 単独行為規制に関する問題演習 第 1 1 回 企業結合規制の基礎講義と事例分析 第 1 2 回 垂直制限に関する基礎講義 第 1 3 回 垂直制限に関する事例分析 第 1 4 回 垂直制限に関する問題演習 第 1 5 回 レポート		
使用教材		
教科書（購入必須）： 金井ほか編著『ケースブック独占禁止法』（弘文堂，第 2 版，2010） 参考書（購入任意）： 金井ほか編著『独占禁止法』（弘文堂，第 3 版，2010） 澁川敏明『日米 EU の独禁法と競争政策』（青林書院，第 4 版，2010）		
前提履修科目 「経済法 1」，「経済法 2」 のいずれかを履修していることが望ましい。		

展開・先端科目

科 目	エンタテインメントと法（後期）	単 位 2
担 当	久保利 英明	
授業内容の概要		
知的財産権といわれるものの中でも世界的な規模でめざましい発展を見せている我が国の、映画、アニメ、ゲームソフト、漫画、音楽、スポーツなどの各分野の現実のコンテンツビジネスに焦点を絞る。それらのビジネスと著作権、商標権、意匠権、肖像パブリシティ権などの法律をリンクさせ、いかに権利の創設、利用、確保などを実現してゆくかを学ぶことを目的とする。コンテンツ大国を目指す知財国家戦略の効果と限界を確認しながら、コンテンツビジネスの現場を担える弁護士の養成に向けた先端的な授業を行う。		
授業方法		
TKC 教育研究支援システムによって、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などを事前に検討しうるように工夫し、当日は主として質疑討論によって当該テーマに関する理解を深めるように努力する。		
成績評価の方法		
毎回の授業における能動的参加の程度と、期末試験によって評価する。成績はA・B・C・D・FまたはNの5段階による。		
授業計画		
第1回 エンターテインメントビジネスとは。 第2回 出版ビジネスに関連する諸問題として、漫画喫茶での大量閲覧問題や新古書店のもたらした問題点。 第3回 音楽ビジネスに関連する諸問題を取り上げる。 第4回 前回の続行。デジタル時代のインターネット配信や海賊版の具体的問題に関連して音楽著作権の保護と活用を議論する。 第5回 映画ビジネスに関連してビジネスの実態と法律上の問題の解説。 第6回 前回で明らかとなった実態を前提に、契約の締結、法文の解釈、立法論にまで踏み込んで、これからの映画ビジネス法務の在り方を探求する。 第7回 コンピュータゲームソフトビジネスに関連して、映画とコンピュータゲームソフトとの違いを検討する。 第8回 映像に関連するエンタテインメントビジネスであるビデオやDVDについてどのような問題があるか、中古ビデオ、レンタルビデオ問題の判例を題材に討論を展開する。 第9回 エンタテインメントビジネスのコンテンツとしてのアニメを取りまく諸問題。 第10回 第9回のテーマを続行する。 第11回 エンタテインメントの主役とも言えるスポーツ選手や俳優などの代理人として、弁護士にどのような活躍の場があるのか。 第12回 肖像パブリシティ権に関連して、その権利としての生成過程および現状、明文による権利化についての将来展望等を議論する。 第13回 12回まではエンタテインメントのコンテンツに関する講義を行ってきたが、今回は放送とインターネット配信などコンテンツを送るビークルについて取り上げる。 第14回 エンタテインメントが国際化に対応すべき各種条約の内容とそれぞれの位置づけを学ぶ。 第15回 期末試験		
使用教材		
授業方法について記載したように、特定教科書を指定せず、毎回のテーマに関する参考文献・参考資料などをPDF ファイルなどで提供する。基本判例として「著作権判例百選 第4版」を使用する。参考書(購入任意)：久保利他著『新版著作権ビジネス最前線(第3版)』(中央経済社)、『著作権法の新論点』(第二東京弁護士会知的財産権法研究会編集)		
前提履修科目		
科目の特性から特許法・著作権法の知識の有無、履修の有無を調査して一定レベルを求めることとする。		

展開・先端科目

科 目	I T 法 （前期集中）	単 位
		2
担 当	石井 邦尚	
授業内容の概要		
IT やインターネットは、例えば道路や鉄道、電話などと同様に社会のインフラである。したがって、IT やインターネットの発展・普及の影響は様々な分野に及び、それに伴う法的な問題も幅広い分野に及ぶ。その意味では、「IT 法」という括り方には若干無理があるとも言える。例えば、「車の法律」と言ったとき、どのような法律を思い浮かべるだろうか？ とはいえ、IT、インターネットの特徴をふまえて、それが法律解釈や立法政策などに与える影響を検討することは、IT・インターネット自体もそれに関する法的議論も未だ発展途上の（そしてなおゴールの見えない）現段階では有益であろう。その際の視点として、講師は「情報と媒体の分離」という観点に問題意識を持っている。本講義では、講師の問題意識を踏まえながら、IT やインターネットをめぐる法律問題を検討する。		
授業方法		
学生は事前に教科書・課題等を予習し、授業では講義の他、双方向形式を取り入れながら討議を行う。		
成績評価の方法		
期末試験の成績、授業における討議その他の能動的参加の程度を総合的に判断して評価する。成績はA・B・C・D・F又はNの5段階で評価する。		
授業計画		
第1回 インターネット、IT 法に関するイントロダクション 第2回 情報の媒体からの分離・解放と著作権、コンテンツビジネス(1) 第3回 情報の媒体からの分離・解放と著作権、コンテンツビジネス(2) 第4回 情報発信に伴う法的責任:名誉毀損、プライバシー侵害等(1) 第5回 情報発信に伴う法的責任:名誉毀損、プライバシー侵害等(2) 第6回 インターネット上の情報発信と媒介者の責任 第7回 個人に関する情報の利用と保護、ライフログ(1) 第8回 個人に関する情報の利用と保護、ライフログ(2) 第9回 IT・インターネットの発展と決済 第10回 オンライン取引の法律問題 第11回 ネット・オークション等の新たな取引に伴う法律問題 第12回 電子商取引と消費者保護 第13回 本人確認と電子認証 第14回 クラウドコンピューティングその他の新しい問題 第15回 期末試験		
使用教材		
教科書(購入必須): ① 石井邦尚「ビジネスマンと法律実務家のための IT 法入門」(民事法研究会) ② 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」(平成 23 年版) ②は http://www.meti.go.jp/press/2011/06/20110627001/20110627001-3.pdf よりダウンロードし、印刷すること。 ただし、授業開始前に平成 24 年版が公表された場合は、そちらを利用する予定。		
参考書(購入推奨): なし		
前提履修科目:なし		

科 目	リサーチペーパー（前期）（後期）	単 位 2
担 当	新屋 達之	

授業内容の概要

本科目は、法学に関する学術論文の作成を目的とします。論文は、選択したテーマについて、従来の研究を踏まえ、新たに分析（実証研究の場合は調査）を行い、自己の見解（実証研究の場合は知見）を提示するものである必要があります。実質的に、短めの修士論文を書くことに相当します。従って、まず選択した問題に関する従来の研究論文を網羅的に収集検討することから作業を始めることになります。本学に所蔵しない文献の収集については図書館スタッフに相談するようしてください。執筆方法・文献引用については、学術論文のスタイルを踏まえることが求められます。

なお、担当教員は運営全体の統括を担当するもので、実際の指導は、各履修学生の希望及び研究テーマによって選定され指導を引き受けた本学専任教員が行ないます。

1. 仮登録・正規登録

（1）仮登録：履修希望者は、氏名、学生番号、テーマ、希望する指導専任教員、400 字程度のテーマ説明を A4 用紙 1 枚に横書きし、前・後期とも仮履修登録時までに事務局に提出してください。その際、希望する指導教員と事前に協議し、承諾を得ておくこと。

（2）正規登録：前・後期とも各学期の通常の登録期間中とします。履修取消期間も、他科目と同一です。

2. 対象分野・分量

法学（解釈論、実務分析、歴史的・哲学的・実証的研究、政策論等を含む）の全分野。ただし、専任教員の中に指導教員が確保できるものとし、分量は 1 万字～2 万字とします。

3. 前提履修科目

特になし。ただし、指導を希望する教員に研究計画を説明して事前に了承を得ることが必要ですが、当該教員がテーマないし当該学生の知識・学力などを考慮して指導を断ることもありえます。

4. 共同セミナー

前・後期とも、学期開始直後に、学術論文の基本的作法その他について、担当教員が第 1 回共同セミナーを行います。それまでの間に、選択したテーマに関する古典的文献や最近の研究業績を検索・検討し、テーマの絞込みと整理に努めることを勧めます。事後の指導は、学生と論文指導にあたる担当教員相互のコンタクトによります。

更に、最終授業日の約 1 ヶ月前に第 2 回共同セミナーを行い、論文作成の進行状況を確認するものとします。なお、状況如何では、第 1 回、第 2 回の中間に臨時のセミナーを行なう予定です。

5. ペーパー提出

前・後期とも、提出期限は期末試験最終日の約 1 週間後とし、履修者は、指示に基づき、完成論文を事務局に提出しなければなりません。

6. 成績評価

可否の 2 段階評価。

7. その他

提出された論文は図書館に保存され、執筆者の承諾がある場合には、他の学生の閲覧にも供します。また、審査の結果、優秀論文とされた場合、加筆・修正のうえ、本学紀要に掲載されることがあります。

日程などの告知は、すべて TKC システム「リサーチペーパー」欄によります。